

短期組合員を退職（資格喪失）する方へ



退職時の手続について（手続書類と組合員証等）

短期組合員を退職（資格喪失）する際は、短期組合員退職届書【整理番号3－4】と組合員証等を併せて所属所経由で提出する必要があります。

また、退職後は現職時の組合員証等を使用することはできません。組合員証等の返納は、所属所を通じて行いますので、当支部へ直接返納したり、破棄したりしないようお願いします。

※ 組合員証等を使用して医療機関を受診した場合、公立学校共済組合が負担した医療費を後日、返納していただくことになりますので、注意してください。

【提出書類】

☆ 短期組合員退職届書【整理番号3－4】

☆ 組合員証等

（被扶養者証・限度額適用認定証・高齢受給者証・特定疾病療養受療証・資格確認書を含む。）

※ 資格情報のお知らせについては返納の必要はない（組合員自身で適切に廃棄してください。）。)

Q&A(よくある質問)

1 任用期間満了後、任用期間が空き、引き続き本県の公立学校等で短期組合員

Q. 令和7年3月31日で短期組合員（臨時的任用職員）として任用期間を満了しましたが、令和7年4月5日から再度、短期組合員（臨時的任用職員）として採用されることが決まっています。どのような手続が必要ですか。

A. 任用期間が空き場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、手続は不要です。任用関係が継続していないと任命権者が判断する場合は、短期組合員としての令和7年3月31日付け退職による資格喪失手続と、令和7年4月5日付け採用による資格取得手続が必要となります。

継続するか否かの判断は、当共済組合では出来ません。任命権者へ御確認ください。

2 任用期間満了後、引き続き本県の公立学校等で一般組合員

Q. 短期組合員の任用期間満了後、本県の教職員として正規採用されます。短期組合員退職届書【整理番号3－4】と組合員証等の提出は必要でしょうか。

A. 旧所属所からの短期組合員退職届書【整理番号3－4】の提出は不要です。組合員証等については組合員番号が変更になり使用できなくなりますので、新所属所に提出し、一般組合員の資格取得手続を行ってください。

3 退職後の年金手続

Q. 短期組合員で3月末に退職します。退職に伴って、公立学校共済組合へ年金の手続は必要ですか。

A. 短期組合員については、日本年金機構の厚生年金に加入しており、当共済組合の長期給付は適用除外となっているため、当共済組合への年金手続は必要ありません（退職後の公的年金制度への加入については裏面を参照してください。）。)

裏面に続く

退職後の医療保険制度への加入について

退職後は現職時の組合員証等を使用することはできません。退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外は、①国民健康保険への加入、②任意継続組合員制度への加入、③家族の加入する健康保険等の被扶養者となる、といった選択肢があります。

このうち、②任意継続組合員制度は組合員期間が退職日まで引き続き1年と1日以上あった方が、申出により、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を最長2年間受けることができる医療保険制度です。加入に当たっては、退職日を含めて20日以内に「任意継続組合員申出書」を提出し、掛金の納入をする必要があります。

任意継続組合員制度への加入を希望される方は、1月下旬から2月上旬頃に所属所あてに発出する任意継続組合員制度加入に関する通知を確認の上、手続きを行ってください（年度末退職者の場合、事前申込があります。）。

退職後の公的年金制度への加入について

退職後、引き続き社会保険（厚生年金・健康保険）に加入して働く方以外で、20歳以上60歳未満の方（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を含む。）については国民年金の加入手続きが必要です。以下を参考に手続きを行ってください。

対象者	動向	国民年金の種別	手続先
組合員	配偶者（65歳未満の厚生年金被保険者）の被扶養者になる	第3号被保険者	配偶者の勤務先
上記以外の組合員・被扶養配偶者	無職・自営業・社会保険（厚生年金・健康保険）の適用のない就労等	第1号被保険者	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口

※ 国民年金の任意加入・免除申請等については、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（日本年金機構）にお尋ねください。

資格喪失証明書の交付について

退職後の医療保険制度・公的年金制度への加入のために組合員資格喪失証明書が必要な場合は、短期組合員退職届書【整理番号3-4】及び組合員証等と併せて「資格喪失証明書交付申出書」を提出してください。

※ 郵送事情にもよりますが、短期組合員退職届書【整理番号3-4】等の支部受付から10日から2週間程で交付されます。